

近畿財務局決裁文書（甲）

行政文書
ファイル名

普通財産時価貸付決議書

保存期間 貸付終了後 5 年 保存期間 満了日 (貸付終了後 5 年)

情報の格付け		機密性 (3 · ② · 1) 情報					文書記号番号	近財統-1 第 209 号						
取扱制限		標識欄	至急その他 ()	発送種別	普通速達書留 簡易書留 特定記録 親展 使送 電気通信回線 () () その他 ()	受領印	文書日付	平成 28 年 3 月 10 日						
照合	月 日											決裁日付	平成 28 年 2 月 25 日	
発送	月 日											起案日付	平成 28 年 2 月 23 日	
完結	月 日	注意事項												
局長		主管部長 	主管次長 	統括官 (1) 	上席管理官 	担当管理官 	文書取扱主任 	起案者 統括官(1) 						
合議部課		総務部長 	総務部次長 	総務課長 	課長補佐 	文書係長 								
受信者		発信者					公印押印済表示 電子署名使用済表示 28.3.10 							
同) 学校法人 森友学園							近畿財務局長 							
件名 指定期日の変更承認及び有償貸付合意書の一部変更について							(同) 決 申 回	定 請 答	供 通 依 進	覽 達 頼 達	報 通 照 承	告 知 会 認		
下記財産に係る標記のことについては、別紙調書のとおり、別案1により承認すると共に														
別案2により平成27年5月29日付EW第38号国有財産有償貸付合意書の一部変更合意書を取り														
交わしてよろしいか。														
記														
財産の明細 所在地： 豊中市野田町1501番														
区分・数量： 土地 8,770.43 m ²														

調　書

1. 概要

大阪航空局から処分依頼を受けた豊中市所在の下記2.記載財産については、学校法人森友学園（以下「学園」と言う。）と8年後の売却を前提に、小学校用地として定期借地契約を締結しているが、学園より、学校開設について当初予定していた平成28年4月の開校が困難となつたため指定期日延長の申し出があり、やむを得ない事情が認められることから承認を行い、学園と取り交わした国有財産有償貸付合意書（以下「合意書」と言う。）の変更手続きを行うもの。

2. 対象財産

所　在　地：豊中市野田町1501番
区　分・数　量：土地・8,770.43m²（台帳価格 763,027,410円）
沿　革：昭和53年11月15日売買により取得
会　計　名：自動車安全特別会計（空港整備勘定）

3. 契約内容

相　手　方：学校法人森友学園
契　約　日：平成27年5月29日合意書締結
(平成27年6月8日に合意書内容を公正証書により取り交わし
定期借地契約が成立)
貸　付　期　間：平成27年6月8日～平成37年6月7日
指　定　用　途：小学校敷地
指　定　期　日：平成28年3月31日

4. 指定期日を延長する理由

学園と国との貸付契約締結に当たり、当初の見積り合わせが不調になるなど貸付料の合意に至るまでの期間が長期化したことから学園が当初予定したスケジュールを修正する必要が生じた。

また、学園が貸付契約後に本地の地下埋設物調査に着手したところ、本地北側の名神高速道路からの雨水が本地内に流入している事実が判明する（平成27年7月、学園から報告受）など想定外の事態が生じた。更に建物の建設契約を行うべく大手建設会社と建設設計画について協議したところ、経済情勢の変化から建築資材（鋼材）調達に期間を要している状況が指摘された。

これらのことから指定期日までに建物建設を完了させることが出来ないことが明確となり、学園は、平成28年4月に入学を希望している生徒の進路決定に影響を与えないよう開校の1年延期を決断したため、契約書に定める指定期日の1年間延長

を要望したものである。

5. 対応方針

名神高速道路からの雨水が豊中市の地下埋設管を通じて本地に流入している事実は、豊中市下水道担当課の閲覧資料にも記載がなかった事実であるため、学園が契約前の設計段階でそれを確認できなかつたことも事情やむを得ないと認められる。

学園は、事実確認後、流入雨水の処理について改めて豊中市と調整の上、設計変更に着手したが、校舎建設予定箇所のライフラインの設計変更を行う必要があることに加えて、豊中市が工事を施工する箇所との取り分け作業なども必要となつたため、工事が着手できる状況まで相当な日数を要することとなった。

この設計変更の事情に加えて、建築資材（鋼材）の調達環境も変化している状況にあり、学園は、当初予定の工事スケジュール遂行が困難であるとして、来年度に入学を希望する生徒の進路決定に影響を与えないよう開校を延期する判断を行つたもので、これは学校法人の姿勢として適切な対応であると考えられる。

開校時期は生徒の進路決定に関わる重要な内容であり、無理なスケジュールで進めた結果、開校できなくなるという事態は避ける必要がある。また、豊中市の雨水流入が事前に発見できなかつたことも事情やむを得ないものと判断できることから、指定期日の延長を認めることとする。

処理については、別案1の承認書を交付し、別案2により国有財産有償貸付合意書（定期借地契約書）の一部変更契約を取り交わすこととする。

なお、本件契約は公正証書の取り交わしを行つてゐるが、契約の根本的な内容変更ではないことから、公正証書の変更は特に必要ではない旨を当局統括法務監査官（所属法曹有資格者）に確認済である。

6. 関係機関の反応

- (1) 本財産を所管する大阪航空局からは、指定期日延長に関して特段の異論はない旨を確認済。
- (2) 小学校新設の認可権限を有する大阪府には、学園が開校の1年延期を報告して了解を得ており、大阪府は平成27年12月24日開催の大阪府私立学校審議会において、開校1年延期の旨を報告している。

以上



近財統-1第 号
平成 年 月 日

学校法人 森友学園
理事長 篠池康博 殿

近畿財務局長 武内良樹



指定期日の変更について

平成 28 年 2 月 18 日付文書「指定期日の変更願いについて」により申し出のあつた下記財産に係る標記のことについては、別添「国有財産有償貸付合意書の一部変更合意書」を取り交わすことを条件に承認いたします。

については、別添「国有財産有償貸付合意書の一部変更合意書」に記名押印願います。

記

1. 財産の明細

所 在 地 豊中市野田町 1501 番
区分・数量 土地 8,770.43 m²

2. 変更内容

平成 27 年 5 月 29 日付 EW 第 38 号国有財産有償貸付合意書第 12 条に定める指定期日を平成 28 年 3 月 31 日から平成 29 年 3 月 31 日に変更する。



EW第 188 号

国有財産有償貸付合意書の一部変更合意書

貸付人 国 (以下「甲」という。)と借受人 学校法人森友学園 (以下「乙」という。)とは、両者の間で取り交わした平成 27 年 5 月 29 日付 EW 第 38 号国有財産有償貸付合意書(以下「合意書」という。)について、下記のとおり一部を変更する合意書を取り交わす。

記

第 1 条 合意書第 12 条に定める指定期日を平成 28 年 3 月 31 日から平成 29 年 3 月 31 日に変更する。

第 2 条 前条の指定期日の変更によっても、合意書に定めるその他の条項及び甲乙間で作成したその他書面(公正証書及び売買予約契約書)の指定期日以外の条項につき変更がないことを、甲と乙は確認する。

第 3 条 本合意書の効力は、平成 年 月 日(合意日)から生じるものとする。

上記の合意の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙は記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

平成 年 月 日

貸付人 国

契約担当官 近畿財務局長



借受人 住所 大阪市淀川区塚本一丁目 6 番 25 号
氏名 学校法人 森友学園 理事長

印